

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第163号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年8月15日（木） 09時40分ごろ
発生場所	広島県尾道系崎港御幸瀬戸北口 広島県尾道市所在の尾道系崎港吉和西防波堤灯台から真方位154°580m付近 （概位 北緯34°23.4′ 東経133°10.1′）
事故等調査の経過	平成25年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ナチグロン、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	271-26516広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船首船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、船長が、操縦席に座って手動操舵で操船し、尾道水道を毎時約60kmの速力で西進した。 船長は、尾道市の尾道地方合同庁舎を右に見て同市岩子島北東端にある緑色のブイ（以下「本件ブイ」という。）を探しながら、毎時約20～30kmに減速して左転を開始したが、海面がぎらぎらして本件ブイを見付けられず、海面に藻を認めたので、機関を停止したが、平成25年8月15日09時40分ごろ御幸瀬戸北口の浅所に乗り揚げた。 本船は、巡視艇によって離礁し、目的地に向かった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 西流約1.8ノット
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近を何度も航行した経験があった。 本件ブイは、高さ約2mのポール型の簡易標識であった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、尾道水道を西進中、船長が、海面が太陽光を反射して前方が見えにくく、本件ブイを発見できなかったことから、御幸瀬戸北口の浅所に向けて航行することとなり、同浅所に乗り揚げたものと考え

	られる。
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、尾道水道を西進中、船長が、海面が太陽光を反射して前方が見えにくく、本件ブイを発見できなかったため、御幸瀬戸北口の浅所に向けて航行することとなり、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>船長は、本事故後、位置が確認できないときは、停止して位置の確認に努めることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日差しが強いときに航行する場合、サングラスを使用するなどして見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 見張りを行う場合は、双眼鏡を使用することが望ましい。</li></ul>